【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の十二**　法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百三十四条第一項第五号及び第六号 | 会社の | 金融商品取引所の |
| 社員 | 会員 |
| 第二百三十四条第二項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第八百六十八条第一項 | 会社の本店 | 金融商品取引所の本店（会員金融商品取引所にあっては、主たる事務所） |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の十二**　法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百三十四条第一項第五号及び第六号 | 会社の | 金融商品取引所の |
| 社員 | 会員 |
| 第二百三十四条第二項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第八百六十八条第一項 | 会社の本店 | 金融商品取引所の本店（会員金融商品取引所にあっては、主たる事務所） |

（改正前）

（合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の八**　法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| （削除） | （削除） | （削除） |
| 第二百三十四条第二項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| （削除） | （削除） | （削除） |

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の八**　法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百三十四条第二項 | 法務省令 | 内閣府令 |

（改正前）

（新設）